無線局の監督及び指導方針の制定について(平成23年6月28日総基基第27号)の一部を次のように改正する。

別紙2の1中「から(6)」の次に「まで」を加え、同1(1)中「開設する」の次に「公共業務用の」を加え、「規則」を「電波監理委員会規則」に改め、アからセまでを次のように改める。

- ア 警察事務に関する事項
- イ 海上保安事務に関する事項
- ウ 航空保安事務に関する事項
- エ 防衛に関する事項
- オ 治安維持対策に関する事項
- カ 気象業務に関する事項(気象警報に関する事項を除く。)
- キ 気象警報に関する事項
- ク 防災対策に関する事項
- ケ 水防事務に関する事項
- コ 水防道路に関する事項(災害対策・水防に関する事項を除く。)
- サ 災害対策・水防に関する事項
- シ 消防事務に関する事項
- ス 放流警報又は霧警報に関する事項
- セ 無線標定に関する事項(港務を目的とするものに限る。)

別紙201(1) ソ及びタを削り、同1(2) イからコまでを次のように改める。

- イ 公共業務用(通信事項が道路交通情報通信に関する事項の無線局の場合に限 る。)
- ウ 公共業務用(通信事項が道路管理に関する事項の無線局の場合に限る。)
- エ 公共業務用(通信事項が電気事業に関する事項の無線局の場合に限る。)
- オ 公共業務用(通信事項がガス事業に関する事項の無線局の場合に限る。)
- カ 公共業務用 (通信事項が水資源開発に関する事項の無線局の場合に限る。)
- キ 公共業務用(通信事項が熱供給事業に関する事項の無線局の場合に限る。)
- ク 公共業務用(通信事項が航路警戒に関する事項の無線局の場合に限る。)
- ケ 公共業務用 (通信事項が列車防護警報に関する事項の無線局の場合に限る。)
- コ 公共業務用(通信事項が鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項の無線局の場合に限る。)

別紙2の1(2)に次のように加える。

サ 公共業務用(通信事項が赤十字に関する事項の無線局の場合に限る。)

別紙2の1(3)中「開設する無線局」を「開設する公共業務用の無線局」に改め、アからキまでを次のように改める。

- ア 水防事務に関する事項
- イ 防災行政事務に関する事項
- ウ 消防事務に関する事項

- エ 放流警報又は霧警報に関する事項
- オ 地方行政事務に関する事項
- カ 道路管理に関する事項
- キ 上下水道事業に関する事項

別紙2の1(4)中「から(3)」の次に「まで」を加え、アからオまでを次のように改める。

- ア 飛行援助に関する事項
- イ 飛行場における航空機の飛行援助に関する事項
- ウ 港湾管理に関する事項
- エ 港務通信に関する事項
- オ 国際港湾施設の保安の確保等に関する事項

別紙2の1(4)に次のように加える。

- カ 海難救助に関する事項
- キ 船舶又は航空機の救難に関する事項
- ク 漁業通信に関する事項(海岸局に限る。)
- ケ 漁業指導監督に関する事項(海岸局に限る。)

別紙2の2(1)エ(ア)B中「漁業用海岸局」を「根本基準第5条に規定する漁業用海岸局」に改める。

附則

この通達は、平成26年5月7日から実施する。